川崎都市計画生産緑地地区の変更 (川崎市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。		
面積	備考	
	高津区二子3丁目地内において、箇所番号137を廃止する。 高津区蟹ケ谷地内において、箇所番号164を廃止する。 高津区新作3丁目地内において、箇所番号189を廃止する。	
	高津区末長地内において、箇所番号192を廃止する。 高津区久末地内において、箇所番号248を廃止する。 高津区子母口地内において、箇所番号312を廃止する。 高津区子母口地内において、箇所番号332を廃止する。 高津区子母口地内において、箇所番号332を廃止する。 高津区人末地内において、箇所番号396を廃止する。 宮前区有馬6丁目地内において、箇所番号54を廃止する。 宮前区大蔵1丁目地内において、箇所番号562を廃止する。 宮前区平4丁目地内において、箇所番号262を廃止する。 宮前区平4丁目地内において、箇所番号263を廃止する。	
	宮前区十年了日地内において、箇所番号203を廃止する。 宮前区土橋2丁目地内において、箇所番号289を廃止する。 宮前区野川地内において、箇所番号320を廃止する。 宮前区東有馬2丁目地内において、箇所番号531を廃止する。 宮前区東有馬4丁目地内において、箇所番号562を廃止する。 宮前区馬絹地内において、箇所番号579を廃止する。 宮前区馬絹地内において、箇所番号579を廃止する。	
約 300.1 ha	宮前区平3丁目地内において、箇所番号752を廃止する。 多摩区生田1丁目地内において、箇所番号4を廃止する。 多摩区菅稲田堤1丁目地内において、箇所番号112を廃止する。 多摩区中野島及び登戸地内において、箇所番号264を廃止する。 多摩区中野島3丁目地内において、箇所番号308を廃止する。 麻生区岡上地内において、箇所番号34を廃止する。 麻生区千代ケ丘7丁目地内において、箇所番号261を廃止する。 麻生区王禅寺東6丁目地内において、箇所番号347を廃止する。	
	麻生区黒川地内において、箇所番号374を廃止する。 幸区小倉3丁目地内において、箇所番号2を縮小する。 高津区末長地内において、箇所番号193を縮小する。 宮前区東有馬2丁目地内において、箇所番号513を縮小する。 宮前区馬絹地内において、箇所番号57を縮小する。 宮前区馬絹地内において、箇所番号578を縮小する。 宮前区馬絹地内において、箇所番号57を縮小する。 宮前区馬絹地内において、箇所番号597を縮小する。 宮前区水沢2丁目地内において、箇所番号612を縮小する。 宮前区野川地内において、箇所番号670を縮小する。	
	宮前区野川地内において、箇所番号674を縮小する。 宮前区水沢2丁目地内において、箇所番号702を縮小する。	

面積	備考
面 積	多摩区生田1丁目地内において、箇所番号10を縮小する。 多摩区生田1丁目地内において、箇所番号11を縮小する。 多摩区生田2丁目地内において、箇所番号21を縮小する。 多摩区生町2丁目地内において、箇所番号306を縮小する。 麻生区工禅寺東6丁目地内において、箇所番号397を縮小する。 麻生区工禅寺東6丁目地内において、箇所番号397を縮小する。 高津区久末地内において、箇所番号397を縮小する。 高津区久末地内において、箇所番号394を拡大する。 宮前区中6丁目地内において、箇所番号275を拡大する。 宮前区平3丁目及び初山1丁目地内において、箇所番号454を拡大する。 宮前区町3丁目地内において、箇所番号643を拡大する。 宮前区町川地内において、箇所番号643を拡大する。 宮前区町川地内において、箇所番号742を拡大する。 多摩区生田3丁目地内において、箇所番号643を拡大する。 多摩区生田3丁目地内において、箇所番号70を拡大する。 多摩区単間3丁目地内において、箇所番号270を拡大する。 多摩区単世3丁目地内において、箇所番号270を拡大する。 家摩区中野島1丁目地内において、箇所番号259を拡大する。 家摩区下代今丘6丁目地内において、箇所番号259を拡大する。 麻生区千代寺東2丁目地内において、箇所番号259を拡大する。 麻生区下禅寺東2丁目地内において、箇所番号403を拡大する。 高津区大東七内において、箇所番号403を追加する。 高津区大東地内において、箇所番号402を追加する。 高津区人末地内において、箇所番号402を追加する。 高津区人末地内において、箇所番号791を追加する。 宮前区東有馬5丁目地内において、箇所番号791を追加する。 宮前区東有馬5丁目地内において、箇所番号795を追加する。 宮前区東有馬5丁目地内において、箇所番号795を追加する。 宮前区有馬1丁目地内において、箇所番号795を追加する。
	多摩区菅4丁目地内において、箇所番号576を追加する。 多摩区菅4丁目地内において、箇所番号577を追加する。 麻生区千代ケ丘9丁目地内において、箇所番号447を追加する。 合計箇所数 1,902
	(古計画別級 1,902

理由書

生産緑地地区の指定は、平成20年3月に改定された本市の「緑の基本計画」において、 農地の保全と活用として基本施策の一つに位置付けられており、本市の都市計画マスター プランにおいては、良好な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、生産緑地地区に 指定し、「農」のあるまちづくりをめざすこととしております。

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成する目的で、市街化区域内において適正に管理されている農地を、計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区として指定していますが、より一層の都市化が進むなかで、都市内農地を良好な緑地機能及び防災用空地としても重視し、本案のとおり生産緑地地区の追加及び区域の拡大をするものです。

また、主たる農業従事者が死亡又は故障により農業に従事できなくなり、市への買取り申し出及び他の農業従事者への斡旋が、共に不調であったため、行為制限が解除されたものや、道路または水路などの公共施設の用に供されたもの等について、本案のとおり廃止及び区域の縮小をしようとするものです。